

平成26年(ワ)第2734号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第728号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1 外39名

被告 国 外1名

## 準備書面7の2

2016年1月13日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉村 敏幸

同 宮下 和彦

同 近藤 恭典 外

## 目 次

第1	はじめに.....	6
第2	国が原子力発電導入のために行った積極的政策.....	7
1	はじめに.....	7
2	増大するエネルギー需要に対応する必要性.....	7
3	新しい発電所建設に求められた条件.....	8
4	原子力発電を導入した理由.....	9
(1)	はじめに.....	9
(2)	原発導入の四つの形式的理由.....	10
ア	直接的理由その1と2～発電単価が低く、所要外貨を削減できる.....	10
イ	直接的理由その3～エネルギー供給源の安定化・多様化.....	12
ウ	間接的理由～産業構造の強化が期待できる.....	12
(3)	真の導入理由は間接的理由である「原子力産業の発展」にあったこと.....	13
ア	「発電原価の低下」「外貨節約」「エネルギーの安定供給・多様化」の直接的理由は合理的根拠を欠く理由だった.....	13
イ	真の導入理由は「原子力産業育成」にあったこと.....	16
(4)	小括.....	18
5	原子力推進への課題.....	18
(1)	原子力開発を巡る世界的状況.....	18
(2)	日本に導入するにあたっての課題.....	19
6	国の関与なくして原子力推進が不可能であった～国の関与で課題を克服した.....	20
(1)	研究施設の整備と共同研究体制の確立.....	20
(2)	科学技術者の養成.....	21
(3)	安全対策.....	22

(4) 原子力産業の育成 .....	23
(5) 核燃料の確保と有効利用 .....	24
(6) 災害補償対策 .....	24
7 まとめ～被告国の関与なくして原発の導入が不可能であった .....	24
第3 国が積極的かつ主体的な外交活動により原子力発電事業を海外から 輸入したこと .....	25
1 はじめに .....	25
(1) 本項の目的 .....	25
(2) 本項の構成 .....	26
2 原子力発電事業の導入期における被告国による輸入 .....	26
(1) はじめに .....	26
(2) アイゼンハワー演説までのわが国の原子力研究の状況 .....	27
ア 核分裂発見と第二次世界大戦の勃発 .....	27
(ア) 歴史的経過 .....	27
(イ) 考察 .....	28
イ 日本の原爆研究 .....	28
(ア) 歴史的経過 .....	28
(イ) 考察 .....	28
ウ 敗戦による原子力研究の禁止 .....	29
(ア) 歴史的経過 .....	29
(イ) 考察 .....	29
エ 講和条約と原子力研究の解禁 .....	30
(ア) 歴史的経過 .....	30
(イ) 考察 .....	31
オ 小括 .....	31
(3) 原子力予算成立から原子力研究・核燃料・原子炉技術の輸入まで .....	31

ア	原子力予算の成立	31
	（ア）歴史的経過	31
	（イ）考察	33
イ	原子力開発利用体制の整備に向けた動き	33
	（ア）政府の動き	33
	i 原子力利用準備調査会	33
	ii 通産省における原子力予算打合せ	34
	（イ）産業界の動き	35
	（ウ）考察	35
ウ	原子力推進体制の確立	36
	（ア）政治家及び政府の動き	36
	（イ）産業界の動き	36
	（ウ）考察	37
エ	原子炉技術の輸入	37
	（ア）原子炉技術の輸入を巡る経過	37
	（イ）考察	40
オ	核燃料の開発について	40
	（ア）核燃料開発・輸入を巡る経過	40
	（イ）考察	41
カ	小括	42
	（4）本項のまとめ	42
3	原子力国際管理体制化の被告国の役割	42
	（1）はじめに	42
	（2）原子力国際管理体制とは	42
	（3）原子力国際管理体制の確立までの歴史	42
	（4）原子力国際管理体制に対する被告国の役割	44

ア	I A E A の保障措置整備への日本の貢献 .....	44
イ	考察 .....	45
(5)	アメリカとの外交摩擦への対応 .....	45
ア	外交摩擦の経過 .....	45
イ	考察 .....	45
(6)	ヨーロッパ諸国との関係 .....	46
ア	プルトニウム民事利用について .....	46
イ	核不拡散条約 N P T の署名・批准の時期 .....	46
ウ	考察 .....	46
(7)	主な原子力条約・協定 .....	46
(8)	世界的な原子力発電事業の停滞と被告国の対応 .....	48
ア	世界的な原子力発電事業の停滞 .....	48
イ	わが国の状況 .....	48
(9)	本項のまとめ .....	49
4	最後に .....	49
第 4	結論 .....	50

## 第1 はじめに

原告らは、訴状において、「被告国は、・・・原発の建設を主体的、かつ強力に推進してきたといえる。いわゆる『国策民営』による原発推進政策である。」と述べた（訴状35頁）。

本準備書面では、このうち、①原子力導入が被告国の積極的な関与により推し進められたこと、及び、②原子力が高度に国際的な性格を有していることを前提に、被告国が外交活動という積極的かつ主体的な関与により原子力を導入したことについて論ずる。

まず、第2において、①について論ずる。1955（昭和30）年ころの原子力発電導入期に、国の内部でどのような議論が行われて、原子力発電の導入・推進が国策として決定されたのか、そして、この時期に、国が導入のために行った政策を示すことによって、国の積極的関与があったからこそ、日本に原子力発電が導入されたことを述べる。

次に、第3において、②について論ずる。軍事利用と民事利用を含めた「核エネルギー」の利用が、高度に国際的な性格を有していることを前提にして、わが国の原子力発電事業は、諸外国との十分な外交協議を経て、海外から輸入されたものであり、現在においても、国際的な原子力管理体制の下で原子力発電が実施されていること述べる。そして、国際的視点から見たときに、日本政府が外国政府との間で外交協議を重ねて締結される条約の存在抜きには、原子力発電事業が成立しないこと、すなわち、国の外交活動という積極的かつ主体的な関与なしには原子力発電事業が成立しないことを述べる。

以下、詳述する。

## 第2 国が原子力発電導入のために行った積極的政策

### 1 はじめに

わが国の原子力発電は、1954年（昭和29年）の原子力予算の成立を端緒として、国家的事業として導入された。

当時、原子力発電は、世界的にも実用化が始まったばかりであって、技術的・経済的にも極めて未熟な発電方式であった。わが国への原子力発電導入の理由としては、単に将来有望な発電方式というだけではなく、新たに原子力産業を興して産業構造の強化を目指すという産業政策面も強調されていた。

原子力発電の導入までには、様々な課題が山積し、民間資金だけでは到底参入することができなかった。被告国が、原子力発電の導入を国家的事業と位置付け、主導的な役割を果たしてきたからこそ、わが国はアメリカ、フランスに次ぐ世界第3位の原子炉保有国になり得たのである。

この書面では、1954年（昭和29年）の原子力予算の成立からわが国初の商業用原子力発電所である東海発電所の運転が開始される1966年（昭和41年）ころまでの原子力発電導入期に、国が果たしてきた役割を述べていく。

### 2 増大するエネルギー需要に対応する必要性

日本が、終戦後、わずか10年ほどの間に、奇跡的な経済復興を遂げたことは公知の事実であるが、経済発展と比例して、電力需要も増加していった。

例えば、1957年（昭和32年）12月に閣議決定された「新長期経済計画」によれば、わが国の需要電力量は経済成長の進展と国内産業の重工業化等を要因として、1956年度（昭和31年度）の約611億kWhから1962年度（昭和37年度）には1019億kWhに達し、さらに1975年度（昭和50年度）には1850億kWhにも達するとの需要予測が行われていた（甲A第59号証3頁）。

電力供給が電力需要に追い付かない状況が出現し、1957年（昭和32年）の年次経済報告には、「電力に生産隘路が出現した」と表現されるなど、電力の供

給能力の上限が、生産能力の上限を画するような事態となっていたのである（甲A第60号証18頁）。

例えば、前述した、新長期経済計画に関する経済審議会答申に添付されたエネルギー部会報告書によれば、1975年度（昭和50年度）には、1956年度（昭和31年度）実績の約4.5倍（燃料所要量ベース）もの電源を開発する必要があった（甲A第59号証3頁）。

そこで、政府は、わが国の経済拡大のペースを維持するためには、電力供給能力の強化が急務であると考え、長期的視点に立った電源開発を推し進めていった。

しかし、わが国では、すでに、水力発電開発及び国内炭の供給能力も限界に達するなど国内資源に頼ることができなかった。そのため、具体的な電源開発の方針としては、今後予想される需要の増大分のほぼ全てを、海外エネルギー、特に石油火力発電に依存せざるを得ない状況にあった（甲A第60号証18頁）。

### 3 新しい発電所建設に求められた条件

政府は、1960年（昭和35年）に閣議決定された「国民所得倍增計画」の中で、次の3点を長期エネルギー政策の基本的方向とした（甲A第61号証5頁）。

まず、第1点として、**経済性を中心とする合理的なエネルギー供給構造の確立**、すなわち、より発電原価の低いエネルギーの安定確保が要請された（甲A第61号証5頁）。電力料金が生産原価として反映されることを考えれば、より安価な発電方式が求められたのは、いわば当然のことである。

次に、第2点として、**エネルギーの輸入における外貨負担の軽減**が要求されていた（甲A第61号証5頁）。

すなわち、国内資源に乏しく、また、物資も不足していた当時のわが国は、原材料や製品の多くを海外からの輸入に依存している状況であり、その決済のために外貨を必要とした。ところが、昭和30年代前半の日本は、現在の日本経済のように輸出産業が十分に発展しておらず輸入超過の状態であった



ため、外貨準備が不足する状態にあった（甲A第60号証8頁）。1957年（昭和32年）7月と8月に、わが国は外貨準備の不足を緊急に補うため、国際通貨基金（IMF）から1億2500万ドルの借り入れを行っているが、このことは当時のわが国の外貨準備の貧弱さをよく示す出来事と言える（甲A第62号証6頁）。

そのため、当時の日本は、経済の全分野で貴重な外貨を効率的に用いる必要があり、その必要性は、経済成長の上限を画する基礎的産業である電源開発についても、例外ではなかったのである。

最後に、第3点として、電力需要に応ずる供給量の安定的確保に重点をおいた対策の必要性が記されていた。これは、当分は、輸入石油を原料とする石油火力に依存せざるを得ないとしても、石油の資源開発にも限度があると考えられるため、将来に備えて、石油に代わるエネルギー源の開発の必要を指摘していた（甲A第61号証5頁）。

#### 4 原子力発電を導入した理由

##### （1）はじめに

わが国は、1955年（昭和30年）に東海発電所の建設を決定し、国策として原子力発電を推進し始めた。

同年、被告国は、原子力基本法を定め、民主・自主・公開という原子力三原則に則って原子力の研究開発を進めていくことを決定した。原子力委員会は、原子力開発・研究に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るために、1956年（昭和31年）1月1日に設置されたわが国原子力政策の最高意思決定機関である（甲A第58号証25頁）。

原子力委員会は、1957年（昭和32年）12月、初の具体的な発電用原子炉の研究開発計画である「発電用原子炉開発のための長期計画（以下「57年長期計画」という）」を策定した。この57年長期計画では、**発電原価の低下と所要外貨の節約**が原子力発電導入の直接的効果として強調されていた（甲A

第59号証3頁)。

その後、1961年(昭和36年)、原子力委員会は、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画(以下、「61年長期計画」という)」を策定し、新たに**エネルギー供給源の安定化・多様化**という点を原子力発電導入の直接的効果として追加した。さらに、**産業構造の強化**という原子力発電導入の間接的効果も指摘するようになった(甲A第63号証5頁)。

このように、1961年(昭和36年)頃、被告国は、形式的に四つの理由を掲げて、原子力発電の導入を国策として推進していたのである。

ところが、実際には、被告国が指摘した四つの導入理由すべてについて、合理的な根拠があったわけではない。

後述するように、被告国が、原発の導入を図るために、「結論ありき」の試算を行ったり、楽観的な見通しから掲げられた不合理・不適切な導入理由があった。そして、このことから、自ずと被告国が原子力発電の導入で目指していた真の導入理由が明らかになるのである。

以下では、被告国が、形式的に掲げていた四つの導入理由に不合理・不適切な導入理由が含まれていたこと、原子力発電導入の真の理由について検討しながら、原子力発電の導入が、まさしく被告国の主導で行われたことを明らかにする。

## (2) 原発導入の四つの形式的理由

### ア 直接的理由その1と2～発電単価が低く、所要外貨を削減できる

被告国は、初の具体的な発電用原子炉の研究開発計画である57年長期計画において、原子力発電を実施する「直接的な意義」として、**発電原価の低下と所要外貨の節約**を指摘して、その意義を強調している(甲A第59号証3頁)。

57年長期計画では、発電原価や所要外貨に関して、具体的な数字を挙げながら、当時の電源開発の主力であった火力発電と原子力発電との比較を行

って、原子力発電の導入の必要性を解説している。

まず、発電原価に関して、比較対象として挙げられている火力発電の発電原価について、計画の中では、今後、技術改良による建設費の低下や燃料費の大幅な低下が見込めず、これ以上の大幅な発電原価の低下が望めないと指摘している。

一方、原子力発電について、57年長期計画は、1957年（昭和32年）時点の発電原価が、すでに火力発電よりも若干高いもののこれと匹敵し得る程度まで低下し、さらに、原子力発電が発展途上の技術であるが故に、今後の技術改良の余地が大いにあって発電原価の低下が見込まれているとして、数年後には、火力発電よりも発電原価が低くなると予想し、原子力発電の導入の意義を強調している。

また、所要外貨に関して、二つの発電方式がともに、燃料（石油と核燃料）を輸入することになるので、いずれにしても龐大な外貨が必要となると指摘している。

そのうえで、運転開始当初の所要外貨に関し、原子力発電の方が火力発電よりも、発電所建設費が高く、初期装荷燃料を必要とするため、多くの外貨を必要とする旨を指摘している。ところが、発電所の稼働期間全体で見ると、原子力発電は、燃料消費量が少なく、核燃料を精鉱の形で輸入すること等によって燃料費を低く抑えることができるので、火力発電よりも累計所要外貨を低く抑えることができると予測している。そして、最終的には原子力発電が火力発電よりも外貨節約効果に優れており、その導入の意義が強調されているのである（以上、甲A第59号証3～4頁）。

ところが、57年長期計画のわずか4年後に策定された61年長期計画では、「わが国の外貨収支もかなり改善された一方、世界の石油の供給力が著しく伸び、かつまた価格も低下してきているので、わが国のエネルギー所要量の大部分を石油の輸入でまかなうことも可能になってきた」（甲A第63

号証5頁)と、57年長期計画で強調されていた「外貨の節約」という国家経済面からみた原発導入の意義が、早くもトーンダウンしているのである。

#### イ 直接的理由その3～エネルギー供給源の安定化・多様化

第二次大戦後、わが国のエネルギー需要に応えるためには、輸入エネルギーとして石油に依存せざるを得ない状況となったことは既に述べたとおりである(甲A第61号証5頁)。

61年長期計画は、石油資源もいずれは枯渇するという認識から、将来に備えて**エネルギー供給源の安定化・多様化**を図る必要性があり、その手段として原子力発電の導入の必要性を指摘している。具体的には、原子力は、「核分裂反応により少量の核燃料で多量のエネルギーを発生するという特色ばかりではなく、さらに、将来**核融合**が実現すれば、**利用しうるエネルギー資源はほとんど無限に拡大される可能性があり**、これらの面で石炭及び石油など化石燃料とは全く異なる特色を有している」(甲A第63号証5頁)から、原子力発電が、エネルギー供給源の多様化について重要な役割を果たすと述べている。

このように、被告国は、1961年(昭和36年)の時点で、「核融合」という先進技術の実用化も視野に入れて、原子力発電導入の直接的意義を強調していたのである。

#### ウ 間接的理由～産業構造の強化が期待できる

61年長期計画では、すでに述べた原子力発電導入の三つの直接的理由に加え、導入の間接的理由として、広く原子力発電を含む原子力開発を推進することで、わが国の産業経済の基盤を拡大・強化することができると次のように指摘する。

「すなわち、わが国が狭い国土と大きな人口をかかえつつ、将来にわたって健全な経済成長を実現し、国民の福祉をたかめるためには、わが国技術水準の飛躍的向上、産業構造の高度化が絶えず要求されるが、この点において

技術革新の大きな担い手である原子力をみずから手がけることは重要な意義を持つ。原子力発電の実用化に伴うエネルギー供給力の増大、原子力船の実現によってもたらされる海運、造船分野におけるいっそうの発展、放射線利用から生ずべき新しい技術開発の可能性、品質改善等は、それ自体わが国産業の中で次第に大きな比重を占め、他の産業の発展と相まって産業構造の高度化を促進するものであるが、同時に原子力開発利用のために要求される新金属の開発、材料純度の絶対値の改善あるいは機器性能の飛躍的改善等は、直ちにわが国科学技術の向上に密接な関係を有するものである。また、在来技術を基礎とする産業から、従来に比し非常に広範囲にわたる多岐の科学技術を総合化することによりはじめてその基礎の確立が可能となる原子力産業への発展は、わが国産業構造の体質改善をすすめるうえに重大な要素となることが期待される」(甲A第63号証5頁)。

このように、被告国は、原子力発電導入によって「産業構造の体質改善」という間接的効果があるとして、産業政策面からも原子力発電の導入の必要性を指摘していたのである。

### (3) 真の導入理由は間接的理由である「原子力産業の発展」にあったこと

#### ア 「発電原価の低下」「外貨節約」「エネルギーの安定供給・多様化」の直接的理由は合理的根拠を欠く理由だった

(ア) 被告国は、国策として原子力発電を導入するにあたり、原子力発電導入の直接的理由(安価な発電原価、外貨の節約効果、エネルギーの安定供給・多様化)と、間接的理由(原子力産業の発展)を指摘して、その導入の必要性を説いていた。

とりわけ、57年長期計画からすでに指摘されていた「発電原価の低さ」と「外貨の節約効果」については、原子力発電の直接的理由として、61年長期計画においても繰り返し強調されていた。

ところが、実際に「発電原価の低さ」「外貨の節約効果」「エネルギーの

安定供給・多様化」という直接的理由に関しては、現在の視点から見ると、客観性を欠く判断であったと言わざるを得ない。

まず、発電原価に関して、原子力委員会は、原子力発電は今後の技術的進歩の余地あって原価が下がると予測しながら、一方で火力発電に関しては、特に合理的な根拠を示すことなく、その余地がないと判断している。

次に、所要外貨についても、当時は世界的にも原子力発電が実用化されておらず、今後の核燃料の国際価格の推移など算定できなかったはずであるにもかかわらず、「(原子力発電は) 消耗燃料費が少ないため運転開始後数年にして早くも重油専焼火力発電に要する所要外貨累計を下回る」(甲A第59号証4頁) と判断している。

最後に、エネルギーの安定供給・多様化に関しても、61年長期計画は「夢の原子炉」と言われていた「核融合炉」の実現によるエネルギー資源の「無限の拡大」を謳って原子力発電導入の直接的理由としている。しかし、半世紀以上たった現在においても、61年長期計画が謳っていた無限のエネルギーを生み出す「核融合炉」や「高速増殖炉」の実用化の目途は立っていない(甲A第58号証100頁、213～216頁)。1961年(昭和36年) 当時に、被告国が計画していた原子力研究・開発計画は、極めて楽観的であったと言わざるを得ない。

このように、原子力委員会は、原子力発電の導入の必要性を強調するために、客観性を欠く判断を行っていたのである。

(イ) そして、このような原子力委員会の姿勢は、当時の同委員会内部でも問題となっていた。

1957年(昭和32年) 10月24日の原子力委員会参与会では、57年長期計画案が検討対象となっており、次のような疑問点が指摘されている(なお、この1957年(昭和32年) 10月24日の原子力委員会参与会における検討を経て、同年12月に57年長期計画が決定されているが、実

質的な内容の変更はない。)

「大来参与：原子力発電が火力発電に代ると設備資金が長期的にみても多くいることになる。昭和50年度までの累計で約8千億円多くいることになっている。また所要外貨も在来火力の場合に比べて約2億ドル多くいることになっている。経済企画庁では目下長期計画の策定中であるが、外貨の不足と資金の調達が問題であり、同様な点から今回の原子力発電の長期計画(案)についても経過年次に問題があると思う」(甲A第64号証2～3頁)。

この発言を行った大来参与は、経済企画庁総合計画局長と原子力委員会参与を兼任していた人物であるが(甲A第65号証1頁)、発電原価や所要外貨に関して57年長期計画と正反対の見解を持っていたのである。

発電原価や所要外貨の算出は、発電所建設費・燃料の国際価格の長期的な推移・技術的進歩など、諸要素を総合的に評価して算出される「予測」に過ぎない。そのため、算出者が「ある一定の結論」を導くために、諸要素を恣意的に選別・評価して、もっともらしい数字を算出することも可能である。

原子力委員会内部で発電原価と所要外貨に関して正反対の見解が存在したことは、まさに、算出者によって諸要素の選別・評価方法が異なっていたことを示すものである。

(ウ) この点について、前出の参与会で、この57年長期計画案の作成者である田宮担当官は、諸要素の評価の方向性について「**経済性は大胆な仮定で試算し、外貨収支上の問題は天然ウラン型を急速に国産化するというように無理をして算出した**」(甲A第64号証8～9頁)と述べ、「まず、結論ありき」であることを認めている。特に、所要外貨の節約効果については、前述したように61年長期計画で、その意義が57年長期計画からかなりトーンダウンしていることから、相当に無理な試算が行われたことが容易に想像される。

そして、このような姿勢で田宮担当官が算出した原子力発電の発電原価や

所要外貨は、特に修正・変更されることなく、57年長期計画が決定されているのである。

(エ) つまり、原子力委員会は、「原子力発電を導入する」という結論を導き出すために、その必要性を強調せざるを得なくなり、発電原価や所要外貨に関して、あたかも原子力発電が有利であるかのような客観性を欠く判断を行っていたのである。

同様の「結論ありき」傾向は、高速増殖炉「もんじゅ」計画の状況をみれば、原子力研究開発の見通しが、非常に楽観的で、客観性を欠く判断であったことは明らかである。

このことから、(1) で検討した被告国が掲げていた三つの直接的な導入理由（安価な発電原価、外貨の節約効果、エネルギーの安定供給・多様化）は、まさに形式的なものであり、真の理由でなかったことは明らかである。

## イ 真の導入理由は「原子力産業育成」にあったこと

(ア) このように、原子力委員会内部で、原子力発電の発電原価や所要外貨という直接的効果に関して疑問が挙がっていたにもかかわらず、原子力発電の導入は国策として国が主導して行われることになった。

国が、それほどまでして、原子力発電の導入を決定した真の理由のひとつは、原子力産業の育成にある。

例えば、先ほど取り上げた1957年（昭和32年）10月24日原子力委員会参与会でも、発電原価や所要外貨についての異なる見解が議論された後に、嵯峨根原子力研究所副理事長が「外貨収支も大事だが**日本全体の技術の育成も大事**で考えてほしい」（甲A第64号証9頁）と発言している。また、先に引用した61年長期計画においても「原子力産業の発展は、わが国産業構想の体質改善をすすめるうえで**重大な要素となる**」（甲A第63号証5頁）と、その意義が強調されている。

つまり、原子力発電は、その導入当初の時点で、発電原価や所要外貨と



いった導入の直接的理由に疑問が投げかけられていたにもかかわらず、間接的効果である「産業構造の体質改善」という産業政策上の効果が認められたからこそ、その導入が了承されたのであり、むしろこちらの方が「原子力発電の直接的意義」だったのである。

(イ) 実際、この事実を裏付ける調査も存在する。

1960年（昭和35年）8月にまとめられた通産省原子力産業参事官室「原子力産業実態調査」によると、当時、原子力メーカーは、旧財閥系列ごとに5グループをすでに形成しており、特に原子力発電炉の実用化を目標として、積極的に自力の研究開発や先進諸外国との技術提携を行っていたと報告されている。

一方で、原子力発電所を用いて発電する立場の電気事業者については「電気事業者の関心は現段階ではおもに設計研究を行っている程度で、本質的には海外の原子力発電経済化を期待しているといえる。このことは掛け声の割合に設備投資、研究費支出が少ないことからもうかがえる。」と報告されている（以上、甲A第66号証）。

この報告から、わが国への原子力発電導入当時の状況として、産業政策としての恩恵を受けるメーカーが、熱心に研究開発を進めていた一方で、その実施主体となる電力会社は、その経済性すなわち発電原価を楽観視しておらず、慎重な投資計画をとっていたことが窺えるのである。

(ウ) このように、国策として原子力発電が導入された背景には、直接的効果（安価な発電原価、外貨の節約効果、エネルギーの安定供給・多様化）よりも、「産業構造の体質改善」といった間接的効果、さらにはその背景にある原子力メーカーをはじめとする原子力産業関連会社の利益追求に重点がおかれていた。

そして、この産業政策的な観点、特に原子力産業関連会社の利益追及が、後の利益追求にいそしむ「原子力村」の非民主的体質・加害構造の源泉と

なっていることは明らかである。

#### (4) 小括

原子力発電を導入する際の「直接的意義」として強調されていた「発電原価の低下と所要外貨の節約」という理由、あるいは「エネルギー供給の安定化・多様化」という理由は、原子力委員会事務局が数字を操作して導き出し、また、極めて甘い研究開発見通しを行っていたものであり、これら三つの理由に客観的合理性はなかった。

しかし、原子力発電の導入を実現できれば、新たに原子力関連産業が興り、わが国「産業構造の体質改善」を達成できる見通しがあった。

そこで、被告国は、原子力発電の「直接的意義」が存在しないか、少なくとも極めて疑わしいものであることを認識しながら、「産業構造の体質改善」効果、すなわち産業政策上の利点が極めて大きかったことから、あえて原子力発電の導入を図ったのである。

その結果、国策として原子力発電の導入が決定され、その後、被告国は、その実現に向けて、主要な役割を演じることとなるのである。

### 5 原子力推進への課題

上記のように、被告国は、電力需要に応えるためというよりも、産業需要を増加させるために、敢えて、原子力発電の導入を決定した。しかし、原子力発電の導入を決定した1956年（昭和31年）当時、商業用原子力発電所の実用化は始まったばかりであった。そのため、種々の問題があったが、被告国は、自らが主要な役割を果たしながら、その解決を次々に図っていった。

#### (1) 原子力開発を巡る世界的状況

当時、1954年に旧ソ連のオブニンスク原子力発電所が臨界を達成していたが（甲A第67号証）、西側諸国では、1957年にイギリスのコールダーホール発電所とアメリカの SHIPPINGPORT 発電所が、それぞれ商業運転を開始したにすぎない（甲A第68号証、甲A第69号証）。

イギリスのコールダーホール発電所は、軍用プルトニウムの生産と発電を目的とした軍民共用目的を有した発電所で、原子力発電の技術や物資は、核兵器製造と密接に関連する国家機密であった（甲A第68号証）。

また、原子炉の運転実績も十分ではなかったため、その安全性も十分に担保されていなかった。例えば、1957年10月10日には、イギリスの軍用プルトニウム生産を目的とするウィンズゲール原子炉が最大でレベル7まである国際原子力事象評価尺度（INES）で「広範囲な影響を伴う事故」とされるレベル5の火災工事を起こしている（甲A第70号証5頁）。

このように、当時の原子力開発の特色（導入の阻害事由）としては、核兵器製造技術を基礎とする分野であって情報や物資の流通が大きく制限されていたこと、基礎的な技術開発段階で多額の開発資金を要する段階だったこと、安全性が十分に担保されていなかったことなどが挙げられる。

## （2）日本に導入するにあたっての課題

英米ソの原子力技術は、核兵器製造技術を基礎とするものである。

日本は、第2次大戦中に原爆開発で成果を残すことができず、敗戦後は、GHQにより事実上、原子力研究が禁止されていた。1952年（昭和27年）にサンフランシスコ講和条約が発効後、日本の原子力研究は全面解禁となったのである。そのため、日本に原子力予算が出現した1954年（昭和29年）当時、その原子力技術の水準はほぼ白紙の状態であったと言ってよい。

わが国は、原子力予算の成立をみたものの、原子力利用に関する法律が整備されていなかった。そのため、原子力予算成立後になって初めて、原子力三法（原子力基本法、原子力委員会設置法、総理府設置法の一部を改正する法律）が可決・成立（1955年（昭和30年）12月）した。

ここで成立した原子力委員会によって、その後の日本の原子力推進政策は決定されていくこととなった（以上、甲C1号証25、30～31）。

原子力発電導入当時、被告国は、次のような点を課題と考え、重要政策を立

案していた（甲A第63号証25～29頁）。

- ①研究施設の整備と共同研究体制の確立
- ②科学不技術者の養成
- ③安全対策
- ④原子力産業の育成
- ⑤核燃料の確保と有効利用
- ⑥原子力災害補償制度の確立

しかし、被告国は、いずれの課題も被告国の力で解決していった。

次項で、被告国がいかに課題を克服していったかを明らかにする。

## 6 国の関与なくして原子力推進が不可能であった～国の関与で課題を克服した

### (1) 研究施設の整備と共同研究体制の確立

ア 61年長期計画では、61年からの10年間は、原子力開発の研究・開発を進める期間と考え、その成果が、その後の原子力開発利用に重大な影響を及ぼす重要な期間であると考えていた。そのため、被告国は、61年からの10年間の研究開発を重要視しており「**政府が直接あるいは間接に資金を投入する研究開発が主導的な役割を占める**」と、自身が果たすべき役割を捉えていた（甲A第63号証25頁）。先述したように、わが国の原子力開発は、先進国と比較して大きく遅れていた。また、原子力の研究開発は、原子炉などの特殊な設備が必要で、その導入は、多額の資金が必要であった。そのため、国が主体となって、効率的な研究開発を行うため、各種の原子力研究施設を整備する必要があった。

イ 具体的に、被告国は、原子力研究開発のため、日本原子力研究所、原子燃料公社、放射線医学総合研究所、大学、国立試験研究機関等の研究施設の新設・拡充を図るとし、実行した。また、各機関の研究は、民間との共同研究方式をとるものとされ、効率的な研究開発体制を整備していった。

日本原子力研究所は、1956年（昭和31年）に、「原子力基本法に基

づき、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行うとともに、あわせて原子力船の開発のために必要な研究を行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与すること」（日本原子力研究所法第1条）を目的として設立された特殊法人である。その任務としては、基礎研究、基礎研究を基にした応用研究（工学研究）ないし工業化試験研究（実用化研究）を行うなど、基礎研究と実用化の架け橋的役割を果たすことが期待されていた。日本原子力研究所は、原子力研究開発のために必要な原子炉、加速器、大型電子計算機等の特殊かつ多額の設備投資を必要とする設備を整備し、研究開発の中心地としての役割を果たした（甲A第63号証25～26頁）。

原子燃料公社は、1956年（昭和31年）に「原子力基本法に基づき、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行い、原子力の開発及び利用の促進に寄与すること」を目的として設立された公社である。日本国内における核原料物質の探鉱と並行して、ウラン濃縮といった核燃料の生産・加工、核燃料の再処理の研究開発も行うものとされた（甲A第63号証25頁）。

放射線医学総合研究所は、1957（昭和32）年に「放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線医学に関する科学技術の水準の向上を図る」（甲A第71号証）ことを目的として設立された国立研究所である。

ウ このように、被告国は、研究施設の整備と共同研究体制の確立を被告国の力で（すなわち税金を使って）着々と進めて行ったのである。

## （2）科学技術者の養成

原子力発電の導入計画を実現するには、これに従事する優れた科学者や技術者を多数必要とする。

ところが、わが国の原子力研究は、1952年（昭和27年）に全面解禁さ

れたばかりで、これに従事する原子力関係科学技術者の数が圧倒的に不足していた。例えば、1958年（昭和33年）当時、わが国には、総勢6321名（民間企業、国立試験研究機関、大学の合計）の原子力関係科学技術者が原子力研究に従事していたに過ぎない（甲A第72号証2～4頁）。

一方、61年長期計画では、1970年（昭和45年）時点で、1万1000～1万2450名程度の原子力関係科学技術者が必要と見込まれていた（甲A第63号証26～27頁）。この数字は、原子力発電に限らず広く原子力関連技術の導入に必要な科学技術者の数ではあるが、わが国が、10年余りで、原子力関係科学技術者の数を倍増させる必要に迫られていたことには変わりはない。

そのため、ここでも被告国は、税金を使って、国立大学における原子力関係学部の設置や日本原子力研究所原子炉研究所などの国内養成訓練機関の強化あるいは海外留学制度などの諸制度を整備し、原子力関係科学技術者の養成を図った。

### （3）安全対策

原子力関連技術は、その特性上、安全確保が必要となる。

61年長期計画では、必要な安全対策として、原子力施設の安全確保、障害防止対策の完備及び廃棄物処理等を検討している（甲A第63号証27～28頁）。

ここで検討されている原子力施設の安全確保とは、原子炉等規制法などによる原子炉安全設計及びこれに基づく審査制度のことである。原子力発電の危険性に鑑みると、被告国が一定の安全基準を作成して、これを達成させることによって、「国が原子力発電所の安全性を担保した」と世論に訴えかける必要がある。

しかし、被告国が定める「安全基準」が、原発の安全性を何ら担保するものではなく、実際に機能しなかったことは、本件事故についての国会事故調査報

告書において「政界、官界、財界が一体となり、国策として共通の目標に向かって進む中、複雑に絡まった『規制の虜 (Regulatory Capture)』』という状況を許し、規制当局による監視・監督機能が十分に機能しなかったことが、事故の「根源的な原因」と指摘されていることから明らかである（甲A2国会事故調）。

被告国が設定した安全基準は、原子力発電所を「操業させるため」の基準でしかなく、真の意味で原子力発電所の安全性を担保するものではなかった。このように、被告国が、原子力発電所を「操業させるため」に主導的な役割を果たしたことは明らかである。

#### （４）原子力産業の育成

原子力産業の育成こそが、原子力発電導入の真の目的であったことは先に指摘したとおりである。

61年長期計画では、原子力産業の育成の重要性が次のように説かれている。

まず原子力発電は、新規産業であり、建設費も高額となるため、新たに原子力発電所を建設する場合、重油専焼火力発電所よりも相当多額の建設資金が必要となると指摘する。そのため、国は、電力会社に対して、長期低利資金の確保や海外金融機関からの資金導入の促進といった配慮を行うべきだと指摘する。

また、原子力産業については、海外技術の導入を図りながら早期に原子力施設の国産化を図ることが目標とされている。そのため、国は、原子力産業育成のための税制優遇や、民間産業のすぐれた技術に対し、補助金、委託費等の助成措置を積極的に講じ、研究開発の促進をはかる必要があると指摘している（以上、甲A第63号証28頁）。

このように、原子力産業を育成するために、被告国は税金をつぎ込んで積極的役割を果たすことを「宣言」しており、これは現実に実行されている。

## (5) 核燃料の確保と有効利用

61年長期計画は、核燃料の供給源として、岡山県と鳥取県の県境にある人形峠における国内核燃料源の開発に期待しながらも、大部分を海外から購入する必要があると認識していた。

核燃料となる濃縮ウランは、核兵器製造物質でもある。そのため、1961年（昭和36年）当時は、被告国自らがアメリカやIAEAから直接購入し、民間に賃貸する必要がある、アメリカとの間で必要な二国間協定を結ぶ必要があった（甲A第63号証29頁）。

被告国が、核燃料の確保及び海外からの技術導入のために外交手段を用いて主導的な役割を果たしたことについては、本書面の中で後述する。

## (6) 災害補償対策

原子力事故の発生を完全に防止することは不可能である。

そのため、61年長期計画では、「万一事故が生ずるようなことのあった場合は、第三者の損害に対して、被害者の保護をはかり、かつ原子力事業の健全な発達に資することを目的として原子力災害補償制度を確立することが必要である」（甲A第63号証29頁）と指摘されていた。

当時、被告国は、原子力発電所の事故によって生じる被害規模が最大で国家予算の2倍以上にもなり、民間企業の損害賠償能力をはるかに超える公害の発生を既に予見していた。この事実を認識しながら被告国は、原子力発電の導入を止めることはなく、かえって、この事実を秘匿して、原子力発電所の操業を是が非でも実現させるため、原子力損害賠償法を制定したのである。

なお、災害補償対策の詳しい内容については、準備書面7の3第6に譲る。

## 7 まとめ～被告国の関与なくして原発の導入が不可能であった

被告国が、原子力発電の直接的理由として強調していた「発電原価の低下や所要外貨の節約」といった効果は、原子力発電の導入という結論を導き出すために原子力委員会事務局が数字を恣意的に操作して作り上げたものにすぎなか



った。

同様に、直接的理由として強調されていた「エネルギーの安定供給・多様化」という点についても、半世紀以上たった現在でも実用化の目途が立っていない「夢の原子炉」の実用化を盛り込む等、非常に甘い研究・開発見通しのもとに作り上げられたものにすぎなかった。

被告国が原子力発電を導入した真の理由は、国内原子力関連産業の創出という産業政策上の効果が見込まれたからである。

そのため、被告国は、原子力発電の導入を国策として掲げ、様々な課題を克服し、その導入・推進を図ったのである。このことは、1954年（昭和29年）から1959年（昭和34年）までの導入期5年間の国の原子力予算（約236億5000万円）と、同時期の民間投資額（約150億円）を比較するだけでも、国がいかに積極的に原子力発電の導入を図っていたか明らかである（甲A第73号証6頁、甲A第74号証）。

### 第3 国が積極的かつ主体的な外交活動により原子力発電事業を海外から輸入したこと

#### 1 はじめに

##### （1）本項の目的

原子力発電事業、すなわち原子核反応による大量のエネルギー放出現象を発電に利用する活動は、高度に国際的な性格を有している（甲A第58号証9頁）。

そのため、国際的な視点からすれば、わが国の民間の原子力発電事業が被告国の積極的かつ主体的な関与なしには成り立たないことがより一層明らかになる。

すなわち、わが国の原子力発電事業は、日本政府と外国との協議、そして、その結果としての条約を不可欠の前提とする事業である。

そこで、原告らは、史実を遡り、導入期から今日に至るまでの間に、国策で

ある原子力発電事業を実現可能ならしめている被告国の具体的な行為を明らかにしていく。

## (2) 本項の構成

まず、本項では、2において、被告国の主体的かつ積極的な活動が顕著に表れている原子力発電事業の導入期に関して、詳細な検討を行う。

次に、3においては、国内における原子力開発利用体制が確立した導入期以降においても、引き続き原子力国際管理体制の下で、被告国が原子力発電事業を主導していることを明らかにする。

最後に、4において、本項の結論をまとめる。

## 2 原子力発電事業の導入期における被告国による輸入

### (1) はじめに

ア 1938年（昭和13年）末にオットー・ハーンらが発見した原子核反応による大量のエネルギー放出現象を利用するための活動（以下、「原子力開発利用活動」という）は、軍事利用の場合だけでなく、平和的・産業利用の場合であっても、国際的には、軍事的な転用可能性が常に問題となってきた。そのため、原子力開発利用活動のうち平和的・産業利用の場合と位置付けられる原子力発電事業であっても、常に国際的な厳しい管理下に置かれてきた。

それゆえ、原子力発電事業に必要な不可欠な核燃料、原子炉技術も、国際的な厳しい管理の下で、被告国の協力なしに一民間企業が独自に入手し利用することが出来ないものとなっている。

その意味で、わが国における原子力発電事業は、その導入期のみならず、今日においても、被告国の関与なしに成り立たない事業である。

イ しかしながら、わが国における原子力発電事業の導入期においては、それ以前わが国独自の原子力研究が貧弱な状況であったために、被告国の主導によって、海外から輸入するという形態をとらなければ、民間企業による事

業活動が実現しなかったものであり、被告国の積極的かつ主体的関与が極めて顕著に表れている。

そこで、わが国における原子力発電事業の導入期については、それ以降と比べて、詳細な検討を行うことにする。

ウ　ところで、今日の世界における原子力の平和的・産業的利用の突破口となったのは、アイゼンハワー米大統領が1953年（昭和28年）12月に国連総会で行った「平和のための原子力」演説である。

そこで、以下では、原子力発電事業の導入期における被告国の役割を浮き彫りにするために、アイゼンハワー演説の前後に分けて国際的な動向と被告国の対応を検討していく。

## （2）アイゼンハワー演説までのわが国の原子力研究の状況

### ア　核分裂発見と第二次世界大戦の勃発

#### （ア）歴史的経過

i　オットー・ハーンとフリッツ・シュトラスマンによるウラン核分裂発見のニュースが世界を駆け巡ったのは、1939年（昭和14年）初頭である。

この年から、「ネイチャー」や「フィジカルレビュー」などの学術雑誌に、核分裂に関する数多くの論文が堰を切ったように発表されるようになった。

ii　日本人科学者も、この核分裂研究のスタート時においては、世界の核分裂研究の進展状況に接することが出来た。

ところが、1939年（昭和14年）9月、第2次世界大戦が勃発する。国際的な緊張感が一気に高まり、戦局の帰趨を決することになる原爆製造につながる核分裂に関する科学的・技術的情報は、1940年（昭和15年）以降、急速に公表されなくなった（甲A第58号証46頁）。

## (イ) 考察

このように、原子力開発利用活動は、核分裂の発見後すぐに、世界各国が秘密裏に研究していくという状況に陥ったのであり、被告国が主導しない限り、国内での民間による独自の研究は見込めない状況だった。

## イ 日本の原爆研究

### (ア) 歴史的経過

- i 1939年（昭和14年）より、アメリカ、イギリス、ドイツがそれぞれ核分裂爆弾に関する研究を開始した。

そのなかでも、英・仏・カナダの科学者の協力を得た国際的プロジェクトであるアメリカのマンハッタン計画が成功を収め、1945年（昭和20年）8月に広島と長崎に原爆が投下された（甲A第58号証11頁）。

- ii わが国でも、1940年（昭和15年）4月に陸軍航空技術研究所長の安田武雄中将が、部下の鈴木辰三郎中佐に原爆の実現可能性についての調査を命じており、比較的早い段階で、核分裂爆弾に関する研究を開始している。この研究は、陸軍の「二号研究」として、1943年（昭和18年）から具体化した。本質的に理論計算と基礎実験のプロジェクトであったため、原爆を実用化しようとする志向が欠落しており、1945年（昭和20年）3月のウラン濃縮実験も失敗に終わった。

他方、1941年（昭和16年）11月には、海軍も原爆研究に興味を持ち、湯川秀樹も参加した「F研究」が開始している。しかし、「F研究」は、実験装置（サイクロトロン）を作って実験を行うところまでも辿りついておらず、その点で、「二号研究」よりも極めて低水準での研究に終わった（甲A第58号証46～53頁）。

## (イ) 考察

このように、わが国でも二つの原爆研究プロジェクトが早い時期に開始

されていたが、失敗した実験を除いてほぼ机上の作業に終わっており、アメリカのマンハッタン計画には遠く及ばなかった。

したがって、わが国で、原子力利用活動に最初に興味を示して、研究に着手したのは、被告国である。

## ウ 敗戦による原子力研究の禁止

### (ア) 歴史的経過

1945年(昭和20年)、わが国は、ポツダム宣言の受諾を決定し、太平洋戦争は終結した。

ダグラス・マッカーサーが連合国軍最高司令官に任命され、その総司令部(GHQ/SCAP)が設置された。

この連合国軍占領下の日本では、原子力研究は、全面禁止であった。研究禁止の法的根拠は、連合国軍最高司令官総司令部指令第3号である。そのため、国内にあった4台のサイクロトロンは、すべて破壊されている。このサイクロトロンは、中性子ビーム生成装置であり、電磁分離法ウラン濃縮にも転用可能な装置である。実験核物理研究には不可欠の装置であるが、単なる使用禁止に止まらず、破壊されるに至っており、我が国における原子力研究にとっては影響が極めて大きかった(甲A第58号証54～61頁)。

### (イ) 考察

このように、敗戦直後、わが国の原子力研究は全面的に禁止され、実験装置も失った結果、世界レベルの原子力研究からは、さらに遅れる形になった。

したがって、将来、研究が解禁されても、被告国が主導して世界の研究成果を輸入しなければ、わが国の研究が世界レベルに達することはないということが決定づけられたと言ってよい。

## エ 講和条約と原子力研究の解禁

### (ア) 歴史的経過

- i 第2次世界大戦の終結により、枢軸国の原爆開発計画は終結したが、アメリカの原爆開発計画は継続され、冷戦時代が本格化してからはそれが加速された。

また、アメリカに追随する形で、ソ連やイギリスの原爆開発計画が本格的に進められるようになった。その一環として原爆用プルトニウムを生産するための軍用原子炉の開発も進められた。

その結果、1949年（昭和24年）にソ連が原爆開発に成功し、米国の核独占に終止符を打った。

1952年（昭和27年）にはイギリスもそれに続いている。

その間に米ソ両国は、水爆開発に着手しており、核軍備競争は一層激化した（甲A第58号証12頁、甲A第75号証33頁）。

- ii このように世界的には、核軍備競争が激化し、世界が核の恐怖に覆われるという背景の下で、わが国の原子力研究が全面解禁となった。

すなわち、1952年（昭和27年）4月、サンフランシスコ講和条約が発効したが、同講和条約には、わが国の原子力研究を将来に亘って禁止または制限する条項が含まれていなかったのである。

この全面解禁直後に国内で目立った動きを示したのは、物理学者だった。すなわち、日本学術会議にて、原子力委員会設置を政府に申し入れることが提案されたのである。

しかし、政府主導で日本の原子力研究を進めた場合、対米従属及び研究統制のもとでの軍事がらみの開発となる危険性が高いという懸念を持った研究者らから、激しい反対運動が起きた。時代は、米ソ間の核軍拡競争が白熱化し、朝鮮戦争勃発という新たな状況下で、日本の再軍備が進み、日米間の安全保障面での協力も急速に密接化した時期である。科

学者としての良心からは、慎重論が優勢だった。

この反対運動の結果、学術会議に原子力研究についての態度を検討する第三九委員会が誕生したが、その活動は一回の公聴会を除けば文献調査を行うのみで、政策提言にも至らなかった（甲A第58号証63～68頁）。

#### （イ）考察

このように講和条約発効に伴ってわが国の原子力研究は解禁されたが、米ソ間の核軍拡競争という時代背景の下で、原子力研究の慎重論が科学界で優勢となり、わが国の研究活動は、解禁後も休眠状態が続いた。

したがって、被告国の主導による原子力技術の輸入がない限り、わが国独自の原子力開発利用は進展しないという状況であった。

#### オ 小括

以上の歴史的経過を踏まえると、わが国における原子力開発利用活動の先駆けは、政府すなわち軍部による研究だったが、戦時中の研究レベルからして、世界レベルに遠く及んでいなかった。

また、講和条約によって原子力研究が解禁され、研究者の中に政府による原子力研究を進めようとする動きが出たが、反対運動に会い、わが国の原子力研究は進歩する気配がほとんどなかった。

このように、1950年代前半に、わが国において、原子力開発利用活動を行うには、先行する海外の協力を得た上で研究レベルから始めなければならないという状況であり、到底、国内の一民間企業が手を出せる事業ではなかったのである。

### （3）原子力予算成立から原子力研究・核燃料・原子炉技術の輸入まで

#### ア 原子力予算の成立

##### （ア）歴史的経過

i 世界的に核軍拡競争が激化したころ、非軍事的分野における原子力開

発競争も始まった。

1953年（昭和28年）12月、アイゼンハワー大統領は、国連総会において、平和のための原子力演説を行った。これは、アメリカにおいて、国内における原子力商業利用解禁を求める世論の高まりとイギリスの野心的な原子力発電計画の発表に促され、原子力における国際協力の促進と原子力貿易の解禁、ならびに原子力開発利用の民間企業への門戸開放という政策転換が行われたことによっている。

この原子力の国際流通に関する構想としては、当初、国際原子力機関 IAEA を設置し、主な核開発国政府が、そこに核物質を供出し、IAEA 自らが国際的に流通させるというものだった。

ところが、2か月後の1954年（昭和29年）2月17日、アイゼンハワーが原子力法の改正方針を提唱し、その内容では、二国間ベースで核物質・核技術を相手国に供与するという政策に変更されていた。

この二国間協定方式に、イギリスをはじめとして、各国は直ちに追随し、またたく間に二国間協定の多重ネットワークが世界中に張り巡らされる結果となった（甲A第58号証71～72頁）。

- ii このような世界の動きに対して、わが国では、1954年（昭和29年）3月2日、衆議院予算委員会の席上、1954年度予算案に対する3党（自由党、改進黨、日本自由党）の共同修正案が提案された。その総額50億円の修正案のうち、3億円が科学技術振興費であり、そこに①原子炉築造費（2億3500万円）、②ウラニウム資源調査費（1500万円）、原子力関係資料購入費（1000万円）が盛り込まれていた。突如として、総額2億6000万円の原子力予算が出現したのである。

その首謀者は、1953年（昭和28年）末の滞米中にカリフォルニア州バークレイにあるローレンス放射線研究所を訪問したことのある中曽根元首相だったと言われている。



この原子力予算を含む修正案は、衆議院本会議で可決され、4月3日に自然成立した（甲A第58号証69～70頁）。

iii これに対して、日本学術会議は、原子力予算に対する反対の申し入れを行ったが、議員らには受け入れられなかった。

そこで、先の第三九委員会も、原子力予算成立を前提として、次善策をとる方向で動いていく。すなわち、「平和」「民主」「公開」の原子力三原則からなる原子力憲章の制定によって、政府の原子力政策が危険な方向に進まないよう歯止めをかける方針がとられ、後の原子力基本法第2条にも条文として取り入れられることになった（甲A第58号証74～80頁）。

#### （イ）考察

このようにわが国における原子力予算の成立は、アメリカの原子力政策転換に呼応する形で、政治家主導で実現した。我が国の科学界は、前述のとおり、原子力研究に対する慎重論から休眠状態であり、わが国の原子力の自主開発は遠のく一方で、世界は、原子力の流通という時代に突入していたという背景がある。そして、科学界は、原子力予算成立により出発した政府主導の原子力政策の推進に対し、原子力三原則による歯止めをかけたものの政策の決定権を掌握するには至らなかった。

こうして、積極的に海外の原子力技術を輸入するための被告国による具体的活動が可能になったのである。

### イ 原子力開発利用体制の整備に向けた動き

#### （ア）政府の動き

予算が成立した以上、政府は、予算の用途を至急考え始めることになり、政府主導の原子力行政が現実には始動する。

##### i 原子力利用準備調査会

まず、政府主導の原子力行政にとって重要なのは、1954年（昭和

29年) 5月11日に原子力利用準備調査会が内閣に設置されたことである。1956年(昭和31年)1月の原子力委員会設置までの2年間、この原子力利用準備調査会がわが国の原子力行政の最高審議機関だった。

先の国際情勢で述べたとおり、アメリカの原子力に関する二国間協定方式に、各国が追従したが、アメリカ政府は、1955年(昭和30年)1月11日に、アメリカとの二国間協定について、日本政府への意向打診を行っている。

これに対して、1955年(昭和30年)5月19日、原子力利用準備調査会が、日米原子力研究協定の締結とそれに伴うアメリカからの濃縮ウラン受け入れを行うという重要な決定をしている。

その後、日米原子力研究協定は、1955年(昭和30年)6月21日、日米間で仮署名され、同年11月14日、正式署名された。

この協定に基づく濃縮ウラン受け入れ機関として、1955年(昭和30年)11月30日、財団法人日本原子力研究所(原研)が設置された(甲A第58号証80~81頁)。

## ii 通産省における原子力予算打合会

政府の原子力行政として、もう一つ重要なのは、通産省に設置された原子力予算打合会である。

原子力予算は、通産省工業技術院に計上されたことから、1954年(昭和29年)6月19日、通産省が省議決定により原子力予算打合会を設置した。

この原子力予算打合会の重要な決定は、1954年(昭和29年)12月の日本初の海外原子力調査団の派遣である。同調査団報告書を踏まえて、1955年(昭和30年)7月に研究炉建設の中期計画が立案された(甲A第58号証82頁)。

## (イ) 産業界の動き

わが国の産業界では、1953年（昭和28年）に、電力中央研究所傘下の電力経済研究所が新エネルギー委員会を設置して原子力の勉強会を始めた。これが、産業界の最も早い動きであると言われているが、この電力中央研究所の前身は、1939年（昭和14年）に国策会社として創られた日本発送電株式会社（日発）が、敗戦後の1947年（昭和22年）10月に設置した電力技術研究所である。

1954年（昭和29年）12月には、原子力に関心を持つ有力企業により原子力発電資料調査会が結成され、文献資料の収集などが行われるようになった。

さらに、1955年（昭和30年）4月、経済団体連合会（経団連）が原子力平和利用懇談会を設置した。

そして、電力経済研究所、原子力発電資料調査会、原子力平和利用懇談会の三者が母体となって、1956年（昭和31年）3月、財団法人日本原子力産業会議（「原産」のちの日本原子力産業協会）が発足したのである（甲A第58号証82～83頁）。

## (ウ) 考察

以上のとおり、日本の原子力開発利用活動は、1954年（昭和29年）春に、政治家主導でスタートし、被告国が具体的な体制整備を行い、関心を示す産業界も動く形で続いており、政・官・財が一体となって原子力推進体制を確立させている。

とりわけ、戦後低迷だった原子力の自主開発という選択肢のほかに、先行する海外からの原子力研究及び核物質の輸入までを短期間で決定し、その相手先としてアメリカを選択したのは、すべて被告国なのである。

## ウ 原子力推進体制の確立

### (ア) 政治家及び政府の動き

世界的に原子力の民事利用に乗り出そうという気運が高まったことから、1955年（昭和30年）8月、スイスで国際連合主催の原子力平和利用国際会議（第1回ジュネーブ会議）が行われた。日本からは、科学者のほかに政治家がオブザーバー参加していた。それが中曽根元首相を含む4議員からなる原子力調査国会議員団であり、同議員団は、帰国後、共同声明を発表し、原子力体制確立の突破口になった。

同議員団は、原子力諸法案制定のために奔走し、1955年（昭和30年）10月1日、原子力合同委員会を誕生させた。委員長は中曽根元首相である。

この委員会の作業は、急ピッチで進み、1955年（昭和30年）11月5日の第9回会合までには大半の法案を決定した。

そして、原子力三法（原子力基本法、原子力委員会設置法、総理府設置法一部改正法）が成立し、1956年（昭和31年）1月1日から施行された。

その後、原子力三法以外の科学技術庁設置法、日本原子力研究所法、原子燃料公社法などの諸法も1956年（昭和31年）内に成立し、原子力行政機関と政府系研究機関発機関が一斉にそろった（甲A第58号証83～84頁）。

### (イ) 産業界の動き

他方、産業界では、前述のとおり、1956年（昭和31年）3月に、財団法人日本原子力産業会議（「原産」のちの日本原子力産業協会）が発足している。

また、原子力産業グループもこの時期に発足している。

最初に発足したのは、三菱原子動力委員会であり、1955年（昭和3

0年) 10月に、旧三菱財閥系23社が参加して発足した。

次に、1956年(昭和31年)3月、日立製作所と昭和電工を中心とする16社からなる東京原子力産業懇談会が発足した。

さらに、1956年(昭和31年)4月、旧住友財閥系14社による住友原子力委員会がつくられ、同年6月には東芝など旧三井財閥系37社による日本原子力事業会が発足した。

最後に1956年(昭和31年)8月、富士電機、川崎重工業、古河電気工業など旧古河・川崎系の25社を結集した第一原子力産業グループが発足した。

このように、わずか1年で5つの原子力産業グループが勢ぞろいした(甲A第58号証85～86頁)。

#### (ウ) 考察

以上の政・官による法的整備の確立の動きに呼応して、産業界も原子力産業への進出母体を形成させていく。産業グループは、住友グループを除けば、重電機メーカーであり、海外のメーカーとの技術提携を結んでいく。また、三菱・住友・三井の旧三大財閥のすべてが採算性の不明な原子力分野にこぞって積極的に進出しており、1956年(昭和31年)には、政・官・財一体の原子力推進体制が確立したと言える。

しかし、政府の主導的な役割は、これまで見てきた制度的な整備プロセスに止まっていない。原子力発電にとって具体的に不可欠な原子炉と核燃料の開発利用戦略もまた、政府の主導によって行われている。

そこで、以下では、原子炉と核燃料に分けて、政府の果たした役割を概観していく。

#### エ 原子炉技術の輸入

##### (ア) 原子炉技術の輸入を巡る経過

i 1954年(昭和29年)4月に成立した原子力予算の目玉である原

子炉築造費を使って、どのような炉型の原子炉を建設するのか、という点については、全くの白紙状態から検討が始まった。

その後、日米原子力研究協定をアメリカから打診される1955年（昭和30年）春までは、国産研究炉を作るというのが基本方針だった。そして、当時、濃縮ウランの入手は不可能と考えられていたので、通産省の原子力予算打合会は、天然ウラン重水炉を最初の研究炉とする計画を立てていた。

ところが、アメリカから濃縮ウラン付きの研究炉の提供という話が舞い込んできたため、原子力利用準備調査会は、1955年（昭和30年）10月、原子力研究開発計画において、3基の研究炉のうち、1号炉と2号炉は、濃縮ウランを用いたアメリカ製造炉、3号炉が国産の天然ウラン重水炉という方針へ変更し、1956年（昭和31年）1月には、原子力委員会によって承認されている。

さらに、1956年（昭和31年）になると、英国製コールダーホール改良炉の売り込みにより、わが国の炉型戦略の選択肢はさらに広がった。

そして、1956年（昭和31年）1月に発足した原子力委員会は、同年9月原子力開発利用長期計画（56長期計画）を内定し、増殖型動力炉の国産化を最終目標としつつ、それに至るまでのつなぎとして、民間による商用炉の輸入を示唆した。

57年長期計画によると、導入炉の炉型についてまで、具体的に記述されるに至り、コールダーホール改良炉を第1号炉の商業用発電炉としつつも、アメリカ製軽水炉の導入について前向きな姿勢を見せ、60年代後半にはむしろ軽水炉が、新規に運転を開始する商業用発電炉の主流になるだろうとの見通しまで示した（甲A第58号証102～104頁）。

ii コールダーホール改良炉の受入れ主体を巡っては、全額政府出資の国

策会社であった電源開発株式会社による受入案と、民間電気事業者及び関連業界を出資者とする電力系民間会社による受入案の二つの案について、政・官・財の中枢を巻き込んだ激しい論争が繰り広げられた。結局、1957年（昭和32年）9月3日に「実用発電炉の受入れ主体について」という閣議了解が成立し、政府（電源開発）20%、民間80%（電力九社40%、その他40%）の出資比率のもとで官民合同の「原子力発電株式会社」を設立することとなった（甲A第58号証88～89頁）。

このようにして、成立したのが日本原子力発電（日本原電）である。

iii そして、日本原電は、1958年（昭和33年）、イギリスのゼネラル・エレクトリック社GECとの間に、技術援助契約及び核燃料購入契約を締結するが、その実現には、日本政府がイギリス政府と原子力協定を締結することが不可欠の前提であり、同協定は、同年6月に署名され、同年12月に発効している（甲A第58号証108頁）。

iv そして、1960年代半ばになると、世界的な軽水炉ブームが到来する。これは、アメリカの沸騰水型軽水炉BWRメーカーのゼネラル・エレクトリック（GE）社が打ち出したメーカーが建設に全責任を負うというターンキー方式と化石燃料に匹敵する価格による固定価格制度を組み合わせた売り込み戦略が的中したことによる。

わが国では、原子力委員会が、1961年（昭和36年）2月、2度目の原子力長期計画（61年長期計画）の中で、「わが国における実用規模の2号炉としては軽水炉が適当と考える。（中略）その将来性及び内外の情勢からみて、この10年間には我が国においても本型式炉が多数設置されるものと思われる」との見解を示した。そして、日本原電とは独立に電力会社も独自に、1963年（昭和38年）から1964年（昭和39年）にかけて、電力長期計画の中に原子力発電所建設計画を相次いで盛り込んだ。

そして、国内の電力会社は、二つの炉型、すなわちアメリカのWH社製加圧水型軽水炉PWRとGE社製沸騰水型軽水炉BWRを導入するグループに分かれ、1970年（昭和45年）から続々と操業開始にこぎつける（甲A第58号証117～123頁）。

#### （イ）考察

以上のとおり、政府の主導的な役割は、原子炉技術に関して、増殖炉の国内開発計画だけでなく、商用炉の導入計画にも及び、被告国を中心に原子炉に関する戦略が展開されたことは明らかである。

ここで、もう一つ注目すべきこととして、国内の電力会社が導入した二つの炉型の国内における基数が拮抗しているという事実である。こうした結果となった背景には、通産省が産業政策的見地から電力会社に要請して、二つの企業系列にほぼ平等に仕事が割り当てられるように、旧電力会社をPWR採用会社グループとBWR採用会社グループに分割させたという事情があったと推定されている（甲A第58号証123頁）。

#### オ 核燃料の開発について

##### （ア）核燃料開発・輸入を巡る経過

- i 前述のとおり、1955年（昭和30年）5月19日、原子力利用準備調査会が、日米原子力研究協定の締結とそれに伴うアメリカからの濃縮ウラン受け入れを行うという重要な決定をして以降、核燃料については、その全量を輸入することから始まった。
- ii もともと、国内政策としては、原子力委員会の56長期計画に記載されているとおり、核物質アウトルキー（自給自足）の達成が最終目標というのが基本的な考え方であった（甲A第58号証111頁）。
- iii しかしながら、原子燃料公社が1950年～60年代を通して、その機関の中心的業務としてウラン資源開発に取り組み、鳥取・岡山県境にある人形峠、及び岐阜県の東濃の両地区を中心に精査的探鉱を実施した



が、品位及び規模が貧弱なために経済性を持たないことが分かり、ウラン自給の見込みはなくなった。

他方、世界各地でウラン鉱開発が大きく前進し、わが国が大量のウランを安価かつ安定的に輸入できる見通しが1950年代末までに明るくなった。こうして、ウラン自給論は雲散霧消をとげ、1960年代以降、ウラン鉱は全量が輸入で賄われることになった。

こうしたウラン資源をめぐる国内・国際情勢の変化は、原子力委員会の長期計画にも反映された。1958年発表の「核燃料開発に対する考え方」では、自給論のトーンが弱まり、ウランを精鉱の形で輸入して国内で精錬することにより外貨を節約するという方針が前面に出てくる。そして、次の61年長期計画では、積極的に海外ウラン資源確保の措置を講ずるという方針に転じた。それと前後して政府及び民間による「開発輸入」方式でのウラン資源確保策が追及され始めたのである（甲A第58号証112～113頁）。

iv その後、1960年代には、アメリカにおける核燃料民有化の流れに追随して、我が国でも核物質の民有化が進行した（甲A第58号証113頁）。

v その他、核燃料サイクルについても、政府主導で進められたが、この点は、準備書面7の4において詳細に述べる。

## （イ）考察

このように、原子力発電事業にとって不可欠な核燃料開発・輸入も被告国を中心に戦略が展開されてきている。しかも、核物質の民有化実現までは、核燃料に関する民間の自主性の余地が全くなく、被告国の意思決定と管理がすべてであった。そして、核物質の民有化が実現した以降も、安定した核燃料の確保のために、被告国による核燃料開発が続けられている。

## カ 小括

以上のとおり、原子力予算の執行から始まった被告国の主導的な役割は、原子力発電事業のための制度整備から、具体的な原子炉・核燃料の輸入に至るまで及んでいる。

### (4) 本項のまとめ

以上の歴史的な考察からすると、原子力開発利用活動は、核分裂の発見直後から国際的に厳しい管理下にあり、導入期においては、被告国の主導によって、海外から輸入するという形態をとって民間企業による事業活動が実現しており、被告国の積極的かつ主体的関与が極めて顕著に表れている。

## 3 原子力国際管理体制化の被告国の役割

### (1) はじめに

以上のとおり、とりわけ原子力発電事業の導入期において、被告国の積極的かつ主体的関与が極めて顕著に表れているが、今日においてもなお、わが国の原子力発電事業にとって被告国の関与が不可欠である点は変わらない。

その国内的事情については、準備書面7の4に譲るが、本書面においては、原子力国際管理体制を中心とする国際的な事情について述べることにする。

### (2) 原子力国際管理体制とは

原子力国際管理体制とは、核兵器軍備管理に関する国際条約・協定と、核不拡散に関する国際条約・協定という二本の柱からなっている。

それは、核戦力に関する秩序維持を基本目的とする体制であり、その運営において、至上原理とされているのは、「核クラブ」内の序列構造を維持し、また核保有国と非保有国の差別構造を維持することである。

そして、軍事利用に関する秩序維持という基本目的を侵さないとみなされる範囲内で、民事利用活動が許容されてきている（甲A第58号証10頁）。

### (3) 原子力国際管理体制の確立までの歴史

ア 第二次世界大戦後、唯一の核保有国であったアメリカは、国連を舞台に原

子力利用に関しての国家の主権を制限しようとする原子力国際管理交渉を行った。

しかし、核独占の延命を図りたいアメリカの思惑は、その打破を目指すソ連と対立し、その交渉は早々に行き詰まった。

その結果、国家主権の原理に基づく旧来の国際関係の枠組みの中で、原子力利用は進められた（甲A第75号証32～33頁）。

イ その結果、①米ソ間の軍事分野での核軍備競争が激化したこと、②非軍事分野においても国際原子力機関（IAEA）自らが国際的に流通させるという管理体制が確立することなく二国間ベースの原子力協定の締結とその多重ネットワークによって管理されるという構造が世界中張り巡らされる結果となったことは、前述のとおりである。

そのため、1957年（昭和32年）に、IAEAは、アメリカの主導で発足するが、しばらくの間は、IAEAの機能は、主として原子力に関する情報交換に限定されていた（甲A第75号証33～34頁）。

ウ その後、国際社会では、核拡散問題が新たな懸案として浮上した。アメリカも国際関係を不安定化しかねない核拡散には反対し、ケネディ政権が核実験禁止の実現を目指した。

しかし、1960（昭和35年）にフランス、1964年（昭和39年）には中国が、それぞれ核保有国クラブ入りし、さらなる核保有国の増大が懸念された。

核拡散の防止が喫緊の課題になった1960年（昭和35年）代後半、米ソ両国は核不拡散に共通利益を見出し、核不拡散条約交渉を主導した。その結果、1968年（昭和43年）に成立した核不拡散条約（NPT）では、非核保有国にも原子力平和利用の権利を認める一方で、非核保有国による核物質・核技術の軍事転用を防止するための国際的検認活動、すなわち「保障措置」を実施することとし、原則として、IAEAを唯一の実施機関とする

内容となっていた。

こうして、国際社会では、1960年（昭和35年）代末までに原子力平和利用をめぐる原子力国際管理体制を確立させた（甲A第75号証34～35頁）。

#### （４）原子力国際管理体制に対する被告国の役割

##### ア IAEAの保障措置整備への日本の貢献

わが国は、IAEAにその発足当初の1957年（昭和32年）7月から加盟し、その保障措置制度の整備に貢献してきている。

まず、政府の代表は、1958年（昭和33年）9月の第2回IAEA総会の席上、日本原子力研究所（原研）の研究炉JRR3に要する天然ウラン燃料の一部をIAEA経由で入手する意思を表明した。これが契機となって、IAEA保障措置の具体的運用に関する国際的検討作業が本格化し、1961年（昭和36年）1月に最初の保障措置制度が整備されている。

その後も、被告国は、IAEA保障措置適用国（従来の二国間協定に基づく保障措置から、補償措置の実施主体をIAEAとする方式に切り替える国）として先駆的役割を果たした。

1970年（昭和45年）代以降も被告国は、IAEAに協力姿勢をとりつづけ、いわば核不拡散条約NPT体制の模範生としての信用を獲得している。

さらに、1974年（昭和49年）5月18日のインド核実験を契機とするアメリカの新たな国際核不拡散政策のイニシアチブが次々と発動されるなかで、核物質防護条約、ロンドンガイドライン（原子力技術の先進国の間の紳士協定で核拡散のおそれのある国に対して原子力技術を供与しないことを約した協定）などの整備を、アメリカと一体となって進めた。

また、そうした核拡散問題に関する国際的枠組の強化とは別個にアメリカ独自の強硬な核不拡散外交にも被告国は協調的姿勢をとってきた（甲A第5

8号証173～174頁)。

## イ 考察

以上のとおり、被告国は、IAEAの保証措置の整備へ積極的に貢献している。

しかしながら、以上の被告国の役割の意味するところは、単なる国際貢献に止まらず、自国の原子力開発利用政策にとっても重要な意味を持っている。

すなわち、二国間協定では、原子力技術の供給国から受領国であるわが国は、自国内の原子力発電事業について、直接的コントロールを受ける。しかし、IAEA保障措置適用国になれば、その直接的コントロールを避けることが可能になり、受領国であるわが国の原子力政策に関する主権を守ることが出来るのである。

このように、わが国の原子力発電事業は、被告国の国際的な対応を不可欠の前提として成り立っている。

## (5) アメリカとの外交摩擦への対応

### ア 外交摩擦の経過

また、1960年(昭和35年)代後半には、アメリカは、日本を潜在的核保有国と見做し、核不拡散外交を展開したことがあった。

しかしながら、それによってアメリカの対日原子力協定が阻害される事態にはならなかった。

1968年(昭和43年)には、日米原子力協定が改定され、日本は、引き続きアメリカから核物質・核技術の提供を受けられることになり、今日に至っている(甲A第75号証35頁)。

## イ 考察

被告国は、自国の原子力発電事業にとって、海外から圧力がかかった場合には、それがアメリカであっても驚異的な忍耐力を持った外交によってそれをしのいできている。

このような被告国の対応なくして、わが国の原子力発電事業は成り立たない。

## (6) ヨーロッパ諸国との関係

### ア プルトニウム民事利用について

被告国は、原子力開発利用活動に関するアメリカへの過度の依存を避けるために、ヨーロッパ諸国との協力関係をも深めようとしてきた。

特に、プルトニウム民事利用については、日米関係よりも日欧関係の方がはるかに緊密であったといえる。すなわち、再処理事業では、フランスからの技術導入により国内工場を建設し、また、英仏両国に対して、再処理サービスを委託してきたのである（甲A第58号証174頁）。

### イ 核不拡散条約NPTの署名・批准の時期

また、被告国は、ヨーロッパ諸国の対米原子力外交の動向を克明に観察し、それに追随するという行動もとっている。例えば、核不拡散条約NPTの署名・批准に際しては、ヨーロッパ諸国の署名・批准が概ね完了した後で、またヨーロッパと同等の国家主権をIAEA保障措置協定の中で確保できる見通しが立った後で、それを行ったのである（甲A第58号証174頁）。

### ウ 考察

このように、被告国は、対米外交に止まらず、多面的な外交政策を展開することで、原子力の民事利用領域に関して、欧米で建設されたあらゆる種類の原子力施設の開発プロジェクトを国家的な計画として精力的に進めてきている。

わが国の原子力発電事業は、かかる被告国の行為によって支えられている。

## (7) 主な原子力条約・協定

以上の被告国による積極的な外交交渉の結果、2009年（平成21年）1月27日時点でわが国が締結していた主な原子力条約・協定は、次表のとおりである（甲A第76号証）。

分 類	条約・協定等の名称（略称）
1. 二国間協定	①日加原子力協定 ②日英原子力協定 ③日豪原子力協定 ④日仏原子力協定 ⑤日中原子力協定 ⑥日米原子力協定 ⑦日ユーラトム原子力協定 ⑧日ロ原子力協定（協定締結交渉中） ⑨日カザフ協定（協定締結交渉中）
2. 核不拡散関係条約 （核軍縮・保障措置・核セキュリティを含む）	①核不拡散条約（NPT） ②包括的核実験禁止条約（CTBT） ③カットオフ条約（FMCT） ④IAEA 保障措置協定 ⑤IAEA 追加議定書 ⑥核物質防護条約（PP 条約） ⑦核テロリズム防止条約
3. 安全関連条約	①原子力安全条約 ②放射性廃棄物等安全条約 ③早期通報条約 ④相互援助条約
4. 原子力損害賠償条約	①パリ条約（PC） ②ウィーン条約（VC）

	③補完的補償条約（CSC）
5.その他協定等	①IAEA 憲章 ②ITER 機構設立協定 ③核融合に関する研究協力協定 ④IAEA アジア地域協力協定（RCA）

## （８）世界的な原子力発電事業の停滞と被告国の対応

### ア 世界的な原子力発電事業の停滞

その後、世界的には、1980年（昭和55年）代後半までに、それまで急速に事業を拡大してきたフランスを含めて、欧米諸国の原子力発電事業は軒並み停滞状態に陥った。

また、プルトニウム増殖路線についても、1970年（昭和45年）代半ばにアメリカがそれを見限り、1990年（平成2年）過ぎまでにはヨーロッパ諸国が同様の決断に踏み切った（甲A第58号証35頁）。

### イ わが国の状況

わが国も、1990年（平成2年）代後半から、欧米諸国の動きを追いかけられるように、発電原子炉の新設・増設のペースを大きくスローダウンさせた。

そして、2000年（平成12年）代になると電力自由化の動きも始まったが、その動きが止まると、わが国は、核燃料サイクルも含めて原子力開発利用を引き続き推進していくことになった。

さらに、2000年代（平成12年）後半になると、国内の原子力開発利用の実績は極めて低調であったにもかかわらず、原子力カルネッサンスが世界的に到来したかのような宣伝が繰り返されことになる。すなわち、2000年（平成12年）8月には、経済産業省総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の原子力立国が策定され、従来にも増して政府主導による原子力開



発利用が強力に推進されていくことになったのである。

そして、2010年（平成22年）6月に閣議決定された「新成長戦略」においては、フルパッケージ型のインフラ輸出戦略の目玉として原子力発電が位置づけられている（甲A第58号証35～43頁）。

#### （9）本項のまとめ

以上のとおり、国際的に、被告国は、アメリカ政府の方針に同調しつつ、I A E Aの保障措置制度の整備に貢献し、過度の国際的圧力に対しては慎重な外交を行い、ヨーロッパ諸国との外交も積極的に推進して行くことで、国内の原子力開発技術を今や輸出させるところまで高めてきた。

わが国の原子力発電事業が、その導入期のみならず、その後も被告国によって、主導されてきていることは明らかである。

#### 4 最後に

わが国における電力会社による原子力発電事業は、国際的な観点からみれば、日本政府と外国との協議、そしてその結果としての条約なしには、成り立たない事業である。

まず、歴史的には、わが国の原子力発電事業は、被告国の主導によって、事業に不可欠な原子炉技術と核燃料を、いずれも、海外から輸入するところから始まった。

その後も、基本的にはアメリカの原子力政策に同調しつつ、核不拡散のためにI A E Aの保障措置制度の整備に貢献し、核技術の供給国からの直接のコントロールを回避して、国内開発を進めてきた。

また、アメリカへ過度に依存するだけでなく、自国の原子力開発路線に対するアメリカの圧力には抵抗し、ヨーロッパとの緊密な関係も築くなどして、わが国は、国内の原子力技術を高めてきた。

そして、世界的に原子力発電事業が停滞しても、わが国は、従来にも増して、積極的に原子力開発推進を継続し、ついには原子力発電をオールジャパンのイ

ンフラ輸出の最有力分野として位置づけている。

2011年（平成23年）3月11日の福島第一原子力発電所事故により、以上の従来路線は、見直しを迫られているが、現在の安倍政権になっても、首相自らが、ロシア・中東訪問を行って、原子力発電事業の売込み行脚を行っており、政府主導の原子力政策とそれに基づく具体的な行動はいささかも衰えていない（甲A第77号証の1及び2）。

以上のとおり、国際的な視点からすると、わが国の原子力発電事業は、被告国の主体的かつ積極的な活動によって輸入され、その後も引き続き、被告国の主導によって、推進され続けていることは明らかである。

#### 第4 結論

以上のとおり、被告国は、原子力導入を国策として掲げ、その導入・推進を積極的に行った。また、被告国は、諸外国との十分な外交協議を経て原子力を海外から輸入した上、引き続き今日に至るまで、高度に国際的な性格を有する原子力事業の維持に不可欠な条約締結等の外交活動を行うことで、原子力事業の継続に積極的に関与してきた。

これらの被告国の積極的かつ主体的な行為がなければ、我が国において、原子力事業を導入・継続させることは不可能であった。

このように、被告国は自ら積極的に、原告らが主張する規制権限行使義務を基礎付ける先行行為を行っていたのであり、その行使が強く求められていたことが明らかである。

以 上